

【2024年度】障害福祉サービス事業者等 実地指導の結果（町田市）

2025年12月16日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかを確認し、満たしていない部分について改善を求めるとなっています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年6月4日	ライフサポートまちなひ	社会福祉法人まちなひ	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				基準を満たす人員を配置すること。	改善済
				サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。	改善済
				適切な指定居宅介護を提供できるよう、各指定居宅介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めているか。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2024年6月11日	訪問介護事業所みぎわホーム	社会福祉法人南町田ちいろば会	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	改善済
				利用契約書の交付を適切に行うこと。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				介護給付費の額について、支給決定障害者等に対し通知すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	改善済
				利用契約書の交付を適切に行うこと。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				介護給付費の額について、支給決定障害者等に対し通知すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年6月20日	ヘルパーステーション ぬくもりの園	社会福祉法人 嘉祥会	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				代理受領方式による場合、訓練等給付費の額について通知すること。	改善済
2024年6月27日	キートス・ケアサービス	株式会社キートス東京	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				ハラスメントに関する防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				ハラスメントに関する防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
			同行援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				ハラスメントに関する防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年7月9日	ひかり	社会福祉法人 地の星	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用契約書の適切な交付を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2024年7月9日	のぞみ	社会福祉法人 地の星	短期入所	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2024年7月18日	ウィズ町田 グループ ホーム	社会福祉法人 ウィズ町田	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
2024年7月18日	まいん	社会福祉法人 ウィズ町田	短期入所	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
2024年7月25日	ケアホーム 愛の鈴	社会福祉法人 愛の鈴	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用契約書の適切な交付を行うこと。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者の同意を得ること。	改善済
				勤務体制の確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				運営規程の記載を是正すること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
2024年7月30日	エスポワール町田	社会福祉法人 クラブハウス 町田	共同生活援助 (外部サービス 利用型)	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年7月30日	エスポワール町田	社会福祉法人 クラブハウス 町田	共同生活援助 (外部サービス 利用型)	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
2024年8月1日	あいむ	社会福祉法人 コメット	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				利用者に求めることのできる金銭の支払い範囲等について、適切に定めること。	改善済
				利用者負担額の受領を適切に行うこと。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
2024年8月20日	はくほう ホーム	社会福祉法人 まちのひ	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
	ショートステイ アイビー	社会福祉法人 まちのひ	短期入所	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年8月20日	ショートステイ アイビー	社会福祉法人 まちのひ	短期入所	運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
2024年8月29日	しんわ町田ホーム	一般社団法人福祉心話会	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2024年9月5日	つるかわ学園	社会福祉法人 つるかわ学園	短期入所	勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			生活介護	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
			施設入所支援	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
2024年9月12日	ともがき町田	株式会社日本アメニティライフ協会	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	改善済
				勤務体制の確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				非常災害対策に関する具体的計画を作成すること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2024年9月24日	ルミノーズ町田シバヒ口前	一般社団法人ルミノーズ	就労移行支援	勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年9月24日	ルミノーズ町田シバヒ口前	一般社団法人ルミノーズ	就労移行支援	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。	改善済
			就労定着支援	勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
2024年9月25日	町田通勤寮	社会福祉法人つるかわ学園	宿泊型自立訓練	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、書面による同意を得ること。	改善済
2024年10月24日	原町田スクエア	社会福祉法人コメット	自立訓練（生活訓練）	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
			就労継続支援B型	障がい者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行わないこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				利用者より自己負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
2024年10月29日	お〜くらいど	一般社団法人光明福祉会	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用者の身体拘束等の適正化のため、必要な措置を講じること。	改善済
				当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
				当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を東京都に報告すること。	改善済
				就労継続支援B型サービス費（I）について、適切に算定を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年10月29日	お〜くらいど	一般社団法人 光明福祉会	就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について、適切に算定を行うこと。	改善済
				欠席時対応加算について、適切に算定を行うこと。	改善済
				送迎加算(Ⅱ)について、適切に算定を行うこと。	改善済
2024年11月7日	ウェルビー 町田駅前セ ンター	ウェルビー株 式会社	就労移行支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
	就労定着支 援事業所 ウェルビー 町田駅前セ ンター	ウェルビー株 式会社	就労定着支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
2024年11月12日	ボワ・エー ル	社会福祉法人 ボワ・すみれ 福祉会	放課後等デイ サービス	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
2024年11月19日	つぼみフィ オーレ	株式会社つぼ み	放課後等デイ サービス	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	改善済
				受給者証へ必要事項を記載すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度、通所給付決定保護者から確認をうけること。	改善済
				放課後等デイサービス計画に必要事項を記載すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業者の勤務状況を明確にすること。	改善済
				非常災害対策に関する具体的計画を作成すること。	改善済
				安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年11月19日	つぼみフィオーレ	株式会社つぼみ	放課後等デイサービス	利用児童の直接支援に携わった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。	改善済
				苦情を受け付けた場合は、その内容等を必ず記録すること。	改善済
2024年11月25日	町田おかしの家	社会福祉法人愛の鈴	就労継続支援B型	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				非常災害対策に関する具体的計画を作成すること。	改善済
				利用者負担額の積算根拠を明らかにすること。	改善済
				当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
				会計責任者を早急に任命すること。	改善済
2024年12月6日	ぱすてるもあ	ぱすてる株式会社	放課後等デイサービス	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				強度行動障害児支援加算(Ⅰ)について、適正に算定すること。	改善済
2024年11月19日	第2赤い屋根	社会福祉法人ウィズ町田	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用者から自己負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
				利用者から自己負担額の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、書面による同意を得ること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2024年11月19日	第2赤い屋根	社会福祉法人 ウィズ町田	就労継続支援 B型	工賃規程及び工賃配分基準表を適切に定めること。	改善済
2024年12月19日	地の星なんでも相談室	社会福祉法人 地の星	計画相談支援	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				サービス担当者会議等で、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。	改善済
				行動障害支援体制加算（Ⅱ）について、適切に算定を行うこと。	改善済
2024年12月27日	あらぐさ	社会福祉法人 ウィズ町田	放課後等デイサービス	サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度、通所給付決定保護者から確認をうけること。	改善済
				放課後等デイサービス計画に必要事項を記載すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				利用者の身体拘束等の適正化のため、必要な措置を講じること。	改善済
				延長支援加算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年1月9日	町田病院指定障がい者相談支援事業所	医療法人社団 創生会	計画相談支援	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年1月9日	町田病院指定障がい者相談支援事業所	医療法人社団創生会	計画相談支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済
			障害児相談支援	法定代理受領により障害児相談支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る障害児相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済
				情報公表未報告減算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年1月15日	ナカミチ児童デイサービス忠生	株式会社ナカミチ	放課後等デイサービス	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年1月15日	ナカミチ児童デイサービス忠生	株式会社ナカミチ	放課後等デイサービス	事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				情報公表未報告減算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年1月23日	セレリアンス・サポート町田	セレリアンス株式会社	計画相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講ずること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			障害児相談支援	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講ずること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
2025年1月30日	相談支援センターポント	社会福祉法人ウィズ町田	計画相談支援	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講ずること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				行動障害支援体制加算について、必要な手続を行うこと。	改善済
			障害児相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				障害児支援利用計画の作成等を適切に行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年1月30日	相談支援センターポ ンテ	社会福祉法人 ウィズ町田	障害児相談支 援	事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				行動障害支援体制加算について、必要な手続を行うこと。	改善済
				サービス担当者会議実施加算について、適切に算定すること。	改善済
2025年2月6日	つるかわ学 園相談支援 センター こころ	社会福祉法人 つるかわ学園	計画相談支援	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済
				行動障害支援体制加算(Ⅰ)について、必要な手続を行うこと。	改善済
2025年2月13日	パーソナル アシスタ ント町田	株式会社障碍 社	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				代理受領方式による場合、介護給付費の額を支給決定障害者等に対し通知すること。	改善済
				適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				代理受領方式による場合、介護給付費の額を支給決定障害者等に対し通知すること。	改善済
				適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年2月13日	パーソナル アシスタント町田	株式会社障害社	重度訪問介護	感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出すること。	改善済
2025年2月18日	支援センター ソラル	社会福祉法人 つるかわ学園	自立訓練（生活訓練）	文書による指摘事項なし。	-
			就労移行支援	就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成すること。	改善済
2025年2月21日	医療社団法人鶴永会MILACOCOセンター	医療法人社団 鶴永会	地域移行支援	法定代理受領により地域移行支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る地域移行支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済
			地域定着支援	法定代理受領により地域定着支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る地域定着支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年2月21日	医療社団法人鶴永会MILACOCセンター	医療法人社団鶴永会	計画相談支援	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業者の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			障害児相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				法定代理受領により障害児相談支援給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る障害児相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業者の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導監査、福祉サービス事業者の指導監査>障害福祉サービス事業所等に対する指導監査について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996